新収益認識基準における「一定期間にわたり充足される履行義務」と「工事進行基準」の対比

工事契約の場合、「一定期間にわたり充足される履行義務」に該当する可能性が高い

収益認識基準

以下のいずれかを満たす場合⇒①
全てを満たさない場合⇒②

【判定基準】

- ☑ 企業が義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するか？
- ☑ 企業が義務を履行するにつれて、新たな資産又は資産の増価が生じ、当該新たな資産又は資産の増価を顧客が支配するか？
- ☑ 企業が義務を履行することにより、別に転用できない資産が生じ、完了した部分については対価を強制的に収受する権利を有しているか？

一定期間 にわたり
充足される履行義務

⇒履行義務の **充足度合い** によって、
一定期間 にわたり収益を認識

全く同じものではないが近い会計処理を行う

（旧）**工事進行基準**

一時点 で
充足される履行義務

⇒履行義務が **全て充足** された
一時点 で収益を認識

全く同じものではないが近い会計処理を行う

（旧）**工事完成基準**